

龍健長第 25 号  
令和 5 年 3 月 3 日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇



令和 4 年度定期監査結果に基づく措置状況について（通知）

令和 5 年 1 月 27 日実施の監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

監査の種類	定期監査	監査の対象	健康づくり推進部 健幸長寿課
監査の結果		監査の結果に基づく措置の状況	
[指摘事項] 令和 4 年度龍ヶ崎市高齢者いきいき活動支援事業委託及び令和 4 年度龍ヶ崎市「在宅医療連携相談室」事業委託における契約事務について、決裁権者の誤りにより、未済の状態 で執行されていた。 決裁権者は、龍ヶ崎市事務決裁規程第 3 条及び別表第 3 により、業務の種類及び金額に応じて定められている組織運営の基本的事項である。 早急に改善を求めると共に、今後繰り返すことが無いよう対策を検討することを求める。		正規の事務決裁規程（副市長決裁）に基づき、現市長公室長に追裁を受けました。 また。今回の案件について、課内で情報を共有し、今後、特に契約案件については都度事務決裁規程を確認する等、再発防止の徹底を図ってまいります。	